

平成31年度
監 査 計 画

平成31年 2 月

いわき市監査委員

目 次

第 1 章 実施方針

1 監査環境	1
2 監査等の方向性	1
3 重点項目	2

第 2 章 年間監査計画

1 定期監査	3
2 随時監査（工事監査）	3
3 行政監査	4
4 財政援助団体等に対する監査	4
5 公金の収納又は支払事務に関する監査	6
6 例月現金出納検査	6
7 決算審査及び基金の運用状況審査	6
8 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査	7
9 監査結果等の公表	8
10 その他	8

○ 平成31年度監査等実施予定表

第1章 実施方針（監査基準第13条第1項関係）

1 監査環境

本市において平成31年度（2019年）は、国が定める復興・創生期間の終期（2020年）の先を見据えた備えを始める年であり、将来にわたり持続可能な行財政運営に意を用いながら、「ふるさといわきの復興の総仕上げ」や、「『いわき新時代』への挑戦と魅力あふれるいわきの創生」に全力で取り組むこととされている。

このことから、新たな施策展開も見込まれるが、市の業務が多様化・複雑化する中であっても、事務処理の適正性を堅持しつつ、業務の効率化を図りながら、行政サービスを安定的、持続的に提供していくことが重要である。

一方、平成29年6月の地方自治法改正により、監査基準の策定・公表が法定化され、勧告制度が創設されるなど、監査制度の充実強化が図られることとなった。この改正においては、長による事務の管理及び執行について、いわゆる内部統制の整備促進も盛り込まれており、地方自治体における事務処理の適正性がより強く求められていくことになる。

これらの監査環境を踏まえ、市監査基準に基づき策定した監査計画のもと、平成31年度の監査業務を効果的、効率的に実施していくものとする。

2 監査等の方向性

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第195条第1項の規定により、全ての普通地方公共団体に設置が義務付けられた独立の執行機関として、公正不偏の立場から監査を行い、公正で合理的かつ効率的な行財政運営に資することを責務としている。

本市においては、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって市民福祉の増進と市政への信頼確保を図るため、市監査基準第3条に規定する監査等の目的のほか、次に掲げる方針に基づき、公正かつ効果的な監査に努めるものとする。

- (1) 地方自治体の業務が多様化・複雑化し、本市においても職員の業務量が増大する中、事務処理におけるミスの増加や停滞が危惧される状況にあることから、より合理的で効率的な行財政運営を図るという意識を共有し、不適正な事務処理の防止及び事務改善につながる監査結果を目指す。
- (2) 市民の目線に立って、合規性及び正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも事務事業を検証する。
- (3) 事務処理上の誤謬や不正の指摘にとどまらず、未然防止のための指導や助言に重点

を置き、各部署における内部統制機能の確立に資する。

- (4) 報道により社会的な注目を集めた事件や事案に関連する市の業務を積極的に調査対象とするほか、新たな判例や先進自治体の事例の収集により監査の着眼点に生かしていく。
- (5) 指摘した事項に対する是正・改善状況を調査し、未措置事項について対応を促すなどにより、適切な事務執行の徹底を図り、監査の実効性を確保する。

3 重点項目

- (1) 法改正により、内部統制体制の整備及び運用が努力義務とされたことを踏まえ、全庁的な内部統制体制の整備を促しつつ、各部等の事務処理における内部統制の状況に着目して監査を行う。
- (2) 働き方改革の進展により、地方自治体においても生産性の向上が求められていることから、超過勤務の実施状況と縮減に向けた取組みに着目して監査を行う。
- (3) 補助金交付事務について、平成25年2月に策定した「市補助金見直し指針」に照らし、補助目的や補助金算定方法等を明らかにした「補助金交付要綱」の整備状況を確認するとともに、当該事務が、規則等に規定する手続きに基づき適正に行われているか、また、目的に見合った成果が表れているかに着目して監査を行う。
- (4) 情報システムを導入している業務について、一連の事務処理のなかで、どのような処理が行われ、担当部署でどのようなチェック機能が働いているかに着目して監査を行う。
- (5) 統一的な基準による公会計が導入され、資産管理の重要性が高まっていることから、固定資産台帳に登載される50万円以上の備品の管理・活用状況に着目して監査を行う。

第2章 年間監査計画（監査基準第13条第3項関係）

1 定期監査（法第199条第1項、第4項）

(1) 対象

市が執行する収入事務、支出事務、契約事務その他の財務に関する事務及び市の経営に係る事業管理に関する事務を対象とするが、監査の有効性を高める観点から、当該監査の実施の際には、法第199条第2項に規定する一般行政事務についても対象とする。

(2) 実施時期及び実施体制

実施計画において定める。

(3) 実施方針

ア 市の財務に関する事務の執行については、法令等に従って適正に執行されているかを主眼とする。

イ 収益性を有する事業については、特に、事業が経済性を発揮するよう合理的かつ能率的に管理され、経営されているかの点にも留意する。

ウ 各部局等に対する監査は、3年に1回のサイクルを基本として実施する。

エ 各部局等が所管する出先機関等の監査は、当該出先機関等を所管する各部局等の監査と併せて実施する。

オ 各出先機関等の監査は、原則として財務事務を所管する出先機関等を対象として実施し、その他の出先機関等については、必要に応じて実施する。

カ 各年度における監査対象部局等は、当該年度の実施計画に定める。

キ 法第199条第2項に規定する一般行政事務を対象とした監査の過程において、あらためて独立したテーマとして監査を行うことが必要な事案が認められた場合は、行政監査として実施する。

2 随時監査（工事監査）（法第199条第1項、第5項）

(1) 対象

市が発注した工事について、当該工事が予算の期待する目的に沿って計画通りに実施されていることを調査するため、契約等の財務に関する事務のほか、工事計画、設計、積算、施工管理等の工事技術に関する事務を対象とする。なお、本監査は、工事の進捗状況を踏まえて随時の監査として実施する。

(2) 実施時期及び実施体制

監査の必要性が認められたときは、監査の対象工事と合わせ実施計画において定める。

(3) 実施方針

ア 技術面等から工事が適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意する。

イ 工事計画、設計積算、施工管理等の技術面の調査は、工事技術に関して専門的な知識を有する外部機関に委託する。

3 行政監査（法第199条第2項）

(1) 対象

市が管理又は執行する事務のうち、法第199条第2項に規定する一般行政事務を対象とする。

(2) 実施時期及び実施体制

実施計画において定める。

(3) 実施方針

ア 市の事務執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼とする。

イ 定期監査において、法第199条第2項に規定する一般行政事務を対象とした監査の過程で、あらためて独立したテーマとして監査を行うことが必要な事案が認められた場合は、随時に実施する。

ウ 上記のほか、経済性、効率性及び有効性の観点から特に必要があると認められる場合は、随時に実施する。

4 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）

(1) 対象

市が補助金、利子補給等の財政的援助を行った団体（財政援助団体）、市が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（出資団体）及び指定管理者として公の施設の管理を行っている団体等についての出納その他の事

務及びそれら団体等を所管する市の担当部局等の事務を対象とする。

(2) 実施時期及び実施体制

実施計画において定める。

(3) 実施方針

ア 財政援助団体監査

- i) 所管部局については、補助目的や対象経費の範囲などの補助根拠が明確であるか、また、補助金額の算定及び交付手続が適正に行われているかなどを主眼とする。
- ii) 財政援助団体については、補助目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか、市に報告した関係書類と会計処理が合致しているかなどを主眼とする。
- iii) 監査対象は、補助金額が1件250万円以上のものについて、過去の監査実施状況等を勘案して選定する。

イ 出資団体監査

- i) 所管部局については、出資目的及び出資金額等が妥当であるか、また、出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているかなどを主眼とする。
- ii) 出資団体については、設立目的に沿った事業運営が行われているか、会計経理が適切であるかなどを主眼とする。
- iii) 監査対象は、市の出資比率や過去の監査実施状況等を勘案して選定する。

ウ 公の施設の指定管理者監査

- i) 所管部局については、指定管理者の指定手続及び締結した協定に基づき適切な指導監督を行っているか、また、管理費用が適正に算定されているかなどを主眼とする。
- ii) 指定管理者については、その目的に沿って協定上の義務が適切に履行されているか、会計経理が適正に行われているかなどを主眼とする。
- iii) 監査対象は、施設の規模、管理内容及び過去の監査実施状況等を勘案して選定する。

エ 借入保証団体監査、信託の受託者監査

法第199条第7項に規定するいわゆる「借入保証団体」や「信託の受託者」といった団体が現れた場合は、別途方針を定めた上で監査の対象とする。

5 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項、地方公営企業法第27条の2第1項）

(1) 対象

指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払の事務を対象とする。

(2) 実施時期及び実施体制

会計管理者又は公営企業管理者が実施している指定金融機関等又は出納取扱金融機関等に対する検査結果の報告を求めた上で必要があると認められる場合又は市長から監査の要求があった場合に、実施計画において定める。

(3) 実施方針

公金取扱契約の内容が正確に履行されているかを主眼とする。

6 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

(1) 対象

会計管理者並びに水道事業及び病院事業の各管理者が管理する現金等の毎月の出納を対象とする。

(2) 実施時期及び実施体制

実施計画において定める。

(3) 実施方針

金融機関の残高証明書、出納関係の諸帳簿等との照合・確認のほか、現金保管事務が適正に行われているかを主眼とする。

7 決算審査及び基金の運用状況審査（法第233条第2項、第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項）

(1) 対象

一般会計・特別会計に係る決算、定額の資金を運用する基金の運用状況及び企業会計に係る決算を対象とする。なお、本審査は、市長が前年度の決算を議会の認定に付すに当たり、あらかじめ当該決算について監査委員の審査に付すことが義務付けられているものである。

(2) 実施時期及び実施体制

実施計画において定める。

(3) 実施方針

ア 一般会計・特別会計（法第233条第2項）

決算関係書類が法令に準拠して作成されているか、決算計数が正確であるかなどの確認とともに、予算執行状況、資金運営及び財産管理の状況等について審査する。

イ 定額資金を運用する基金（法第241条第5項）

計数の確認とともに、基金が設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかについて審査する。

ウ 公営企業会計（地方公営企業法第30条第2項）

決算関係書類が法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるかなどを確認するとともに、損益計算書及び貸借対照表を中心に分析した経営成績、財政状態等について審査する。

エ その他

年度内に実施した各種監査・検査等を最終的に集約する意味から、定期監査等において、各部署に共通して指摘している事項や特に留意すべき事項について概括する。

8 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

(1) 対象

「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称）及び公営企業に関する「資金不足比率」並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とする。なお、本審査は、市長が前年度の決算を基に算定した市財政の健全性を示す指標を議会に報告するに当たり、あらかじめ監査委員の審査に付すことが義務付けられているものである。

(2) 実施時期及び実施体制

実施計画において定める。

(3) 実施方針

「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の計算が正確であるか、その算定の基礎

となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とする。

9 監査結果等の公表（監査基準第22条、第23条関係）

監査基準第22条並びに第23条第2項及び第3項の規定による公表のほか、監査等の結果及び措置状況については、市ホームページに掲載するとともに、監査結果及び措置状況については、職員に周知を図る。

10 その他

財務事務を中心として事務処理誤りが発生しやすい事例について、定期監査等の結果や指摘事例などを基に改めてその発生原因を理解し、同様の誤りの未然防止や事務処理の改善を図り、適正な事務の執行に資するため、監査事例説明会を開催する。

○ 平成31年度監査等実施予定表

監査等の種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	担当	
定期監査	総務部	■													2係
	市民協働部					■								1係	
	都市建設部								■					2係	
	会計室	■													1係
	支所								■					1係	
	選挙管理委員会事務局	■													1係
	公平委員会事務局	■													2係
	医療センター					■								2係	
行政監査						■								2係	
財政援助団体等監査					■									1係	
例月現金 出納検査	一般・特別会計・基金	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	1係	
	企業会計	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	2係	
決算審査	一般・特別会計、基金			■										1係	
	企業会計			■										2係	
健全化判断比率等審査				■										1・2係	
監査事例説明会			■								■			1・2係	